

資料3. Fact sheet: オリンピックとタバコ対策

KEY TACTS (要約)

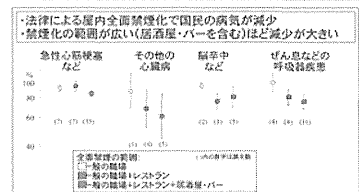
- ・世界保健機関(WHO)と国際オリンピック協会(IOC)は、開催都市に対して、大会会場だけでなく飲食店等のサービス産業を含めた屋内施設の全面禁煙化を求めている
- ・2004年のアテネ大会以降、冬季大会も含め、すべての大会が屋内を禁煙とする法律・条例のある都市で開催されてきた

①なぜ屋内の全面禁煙が必要か？(健康上の理由)

- ・タバコの先端から立ち上る副流煙と喫煙者が吐き出す吐出煙の混合物を吸わされることを受動喫煙といいます。
- ・タバコの煙の粒子径は1ミクロン(1mmの千分の1)以下であり、越境汚染で社会問題となっている微小粒子状物質(PM2.5)の半分程度の大きさしかありません。そのため、肺の最深部にまで吸引され、肺癌や心筋梗塞、脳卒中のリスクを高めます。
- ・世界保健機関(WHO)の2004年の報告書により「受動喫煙は非喫煙者の明らかな発がんリスク」であることが結論づけられました。
- ・諸外国では、タバコのパッケージにも受動喫煙は有害であることが印刷されています。右の写真は「吸煙(喫煙)は、家人(家族)に禍を及ぼす(健康を害する)」と書かれた香港のタバコです。
- ・わが国では、毎年6,800人の非喫煙者が受動喫煙のために早死にしています。
- ・法律によって屋内が全面禁煙となった国では、国民の病気が減少したことからも、受動喫煙の健康障害が証明されました。

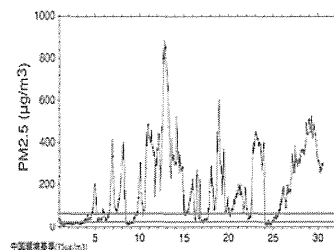
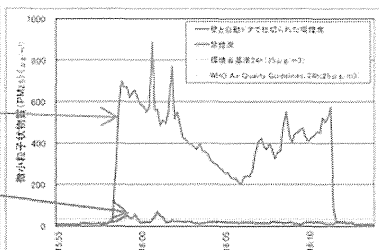


	疾患	男性	女性	小計
家庭での受動喫煙	肺がん	201人	1131人	3178人
	虚血性心疾患	706人	1640人	
職場での受動喫煙	肺がん	449人	340人	3625人
	虚血性心疾患	1366人	1471人	
小計		2921人	4582人	
合計		8003人		



②分煙は有効か？

- ・わが国では、公共施設や一般の職場での禁煙化は進んできましたが、飲食店等のサービス産業の全面禁煙化は進んでいません。
- ・コーヒーチェーン店などで見かける喫煙室を作って自動ドアをつけても、喫煙者の出入りのたびにタバコ煙は禁煙席に漏れてきます。また、喫煙席側には煙がこもるため、中国のPM2.5汚染がひどい日よりも高い濃度になっています。
- ・喫煙室をつくることは、吸う人にも吸わない人にも不利益をもたらします。店舗にとっても設置費用だけでなく、排気装置を動かすことにより空調された空気も排気されるため電気代のロスに繋がります。



③必要な対策はなにか？

- ・吸わない人は、完全禁煙の店舗を選択すれば受動喫煙を避けることができますが、喫煙可や分煙の店舗で働く従業員は毎日数時間の職業的な受動喫煙に曝露されることとなります。
- ・喫煙者の利便性ではなく、従業員を保護する、という観点から飲食店等のサービス産業にも全面禁煙が必要です。



④なぜ必要か？(国際条約としての理由)

- ・2005年に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第8条では、公共の場においてタバコ煙にさらされることから人々を保護するための立法上の措置をとることが求められています。
- ・第8条では、「喫煙室や空気清浄機を使用する工学的な対策では受動喫煙を防止することができない。屋内を100%禁煙とすることが必要」であり、飲食店等のサービス産業を含めて屋内を全面禁煙とする罰則付きの法律を施行することを求めています。
- ・すでに45カ国、アメリカの26州で、公共施設や一般の職場だけでなく、飲食店等のサービス産業を含め、法律により屋内は全面禁煙となっています。
- ・わが国もこの条約を批准しており、日本政府は第8条を誠実に履行する義務を居っています。つまり、屋内を全面禁煙とする法律を施行せねばなりません。

⑤なぜ必要か？(東京オリンピック・パラリンピックの準備としての理由)

- ・国際オリンピック協会(IOC)は、1988年のカルガリー大会以降、オリンピックでの禁煙方針を採択し、競技会場の内外の禁煙化に取り組んできました。2004年のアテネ大会以降は、冬季大会も含め、すべて、罰則付きの受動喫煙防止法や条例がある国や都市で開催されてきました。2016年のリオデジャネイロ大会が予定されているブラジルでは、すでに、法律により屋内は全面禁煙となっています。



法律・条例により屋内を全面禁煙としている国・州

- ・ロシアは2014年のソチ大会がきっかけで屋内が全面禁煙となり、2018年のピョンチャン大会を控えた韓国も2015年1月に飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とする法律を施行しました。
- ・世界保健機関(WHO)とIOCは、2010年、「健康的なライフスタイルに関する合意文書」に調印し、2020年の大会が決定した東京都に対しても、屋内を全面禁煙とすることを求めています。

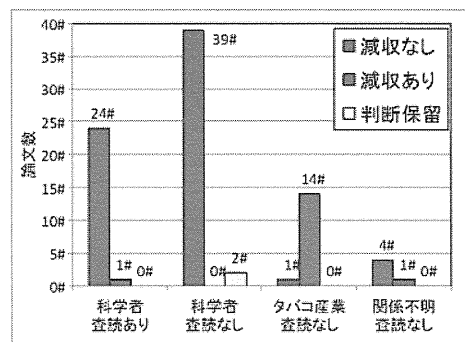
よくある疑問や反論についてのQ&A

Q: 飲食店を禁煙にすると売上が落ちるのではないのでしょうか？

A: WHOは、屋内施設を全面禁煙とする法律を施行した国や州で、飲食店やホテルの営業収入を比較した86の論文を分析し、「法律による全面禁煙化で営業収入は減少しなかった」という結論を2009年に報告しています。また、「営業収入が減少した」という論文の大半はタバコ産業から助成金を得て書かれた論文でした。

Q: 店舗が禁煙か、分煙化を選べば良いのではないのでしょうか？

A: 日本でも、飛行機や列車、タクシーが全面禁煙になる前には「収入が減少する」という恐れがある、ということが議論されました。しかし、実際に禁煙化された時には、なんの混乱も起こりませんでした。諸外国で実施された飲食店の禁煙化も同様でした。すべてを同時に禁煙化することが最も混乱が少ない方法です。また、繰り返しになりますが、喫煙可とした店舗では従業員の受動喫煙が防止できません。



飲食店等のサービス産業の営業収入を調べた論文著者の背景とその結果

参考文献

- 1) IARC Monograph, vol 83: Tobacco Smoke and Involuntary Smoking. 81-83, 2004.
- 2) Dockery DW, et al. An association between air pollution and mortality in six U.S. cities. *New Engl J Med.* 1993; 329, 1753-1759.
- 3) 片野田耕太, 他: わが国における受動喫煙起因死亡数の推定. *厚生指標*, 57: 14-20, 2012.
- 4) Tan CE, et al: Association between smoke-free legislation and hospitalizations for cardiac, cerebrovascular, and respiratory diseases: a meta-analysis. *Circulation.* 2012; 126, 2177-2183.
- 5) 厚労科研費 平成24年度「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」報告書.
- 6) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic. 2013.
- 7) IARC handbooks for cancer prevention, vol 13: Evaluating the effectiveness of smoke-free policies. 2009.

わが国の現状と課題の抽出・課題解決の方策の検討
第9・10条 たばこ成分・情報開示の規制、第11条 警告表示

分担研究者 櫻田尚樹 国立保健医療科学院生活環境研究部・部長
研究協力者 稲葉洋平 国立保健医療科学院生活環境研究部・主任研究官
戸次加奈江 国立保健医療科学院生活環境研究部・研究員
内山茂久 国立保健医療科学院生活環境研究部・客員研究員
(千葉大学大学院工学研究科・特任研究員)

研究要旨

我が国のたばこ製品は、主流煙・副流煙・たばこ葉に含有される有害化学物質には規制が無く、さらにたばこ製品の魅力を増すと報告されるメンソールなどの添加物を含んだたばこ製品の販売が増えてきている。受動喫煙対策も進む中、喫煙者の禁煙行動を抑制するような製品開発も広がっているところである。

FCTC9,10条では、たばこ製品の含有物に関する規制、およびたばこ製品についての情報の開示に関する規制を定め、これに基づき、有害化学物質の測定法の国際標準が作成されているところである。本稿では、第9,10条および同条施行のためのガイドラインに関する解説、2014年10月モスクワで開催されたFCTC COP6における同条関連の情報について検討した。たばこ製品の含有物の規制および情報開示を進めるためには、国内のたばこ有害成分評価にISO法に加えて、HCI法の導入を求める。さらには、これらの有害成分の開示をたばこ産業および輸入業者に求めることを制度化していくことを検討すべきである。

FCTC11条に関連しては、昨年詳しく検討し報告したところである。その後の経過として、2012年オーストラリアで始まったたばこ箱を簡易包装に規制するプレーンパッケージに関し、2015年3月にアイルランドと英国でも規制法が成立した。これに対し、たばこ産業は、商標使用に制限を課し知的財産権の保護規定に違反していると訴え、法規制に反発を示しているが、オーストラリアでは、最高裁が規制法は合憲であるとの判断を示している。

次年度は、これらの成果を踏まえ、たばこ有害成分評価とその情報開示、およびたばこパッケージに関する最新の知見をまとめたファクトシートの作成を目指したい。

A. 研究目的

本研究の目的は、国民の健康を守る観点からたばこ規制枠組み条約FCTCの履行状況を検証し、政策提言を行うことにある。昨年はFITC11条に重点をおき検討した。本年度は特に、9,10条について、1)FCTCで求められる内容、2)わが国の現状と課題、3)関連する国内法規とたばこ規制推進にあたっての法的課題、4)今後の対策にむけた課題、等について検討を行う。

B. 研究方法

文献的検討に加えて、国内外のたばこ対策研究を行っている研究者との情報交換より検討を加えた。

C. 研究結果と考察

C.1. FCTC第9,10条とガイドライン

FCTC第9条,10条においては次のようにうたわれている。

第9条(たばこ製品の含有物に関する規制)

締約国会議は、権限のある国際団体と協議の上、たばこ製品の含有物及び排出物の試験及び測定並びに当該含有物及び排出物の規制のための指針を提案する。締約国は、権限のある国内当局が承認した場合には、当該試験及び測定並びに当該規制のための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。

第10条(たばこ製品についての情報の開示に関する規制)

締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排出物についての情報を政府当局へ開示するよう要求する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、たばこ製品及び当該たばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について情報を公衆に開示するための効果的な措置を採択し及び実施する。

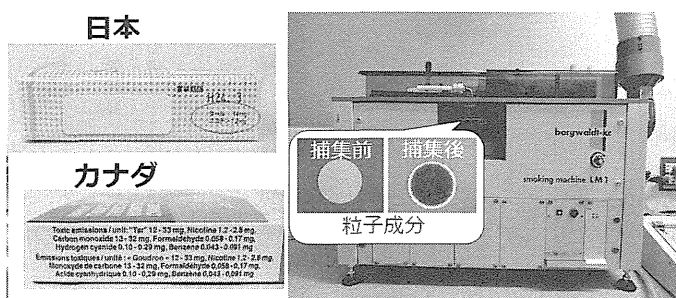
さらに、これらを実施するために「たばこ規制枠組条約第9,10条の施行のための部分的ガイドライン」が準備されている。

ガイドラインの中では、第9条に関連し、たばこ製品の魅力性や毒性物質を削減することによって、たばこに関連した疾患や早死を削減する、第10条に関連し、たばこ製造業者と輸入業者からたばこ製品中の内容物（たばこ葉成分）と排出物（主流煙中成分）の成分、毒性、魅力性に関連性のある情報を得、適切な政策、行動、規制の決定・実行に必要な情報を、政府へ開示を求め、さらに、たばこの消費とたばこ煙の曝露によって引き起こされる健康影響、中毒性と重大な脅威について一般社会に情報提供することを目的としている。

現在国内のたばこパッケージには、紙巻たばこ1本を喫煙するとき発生する主流煙中のタール・ニコチン量が表示されている。これは一定の標準化された手法に基づき主流煙を図1に示すような自動喫煙装置を使用して捕集し分析に供している。

我が国では、これらはたばこ事業法施行規則に基づき「財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるタール及びニコチン量」と定義している。これら2成分の測定は国際標準化機構(ISO; International Organization for Standardization) の手順に基づいて行われる。しかしながら、現在市販の紙巻きたばこのほとんどの場合、たばこフィルター部分には、通気孔(図2)が設けられ、特にISO法で捕集した主流煙中のタール・ニコチン量が低いたばこは、この通気孔数が多い傾向にある。このため、低タール・低ニコチンたばこをISO法で喫煙すると通気孔からの空気の流入によって、たばこ主流煙が希釈されてしまうことになる。この背景には、タール、ニコチン量の表示が低値であるものは有害成分の摂取も低いという誤った情報を喫煙者に提供する意図も考えられる。

これに対して、海外では喫煙者の吸い方の実態に即した喫煙法が提案されている。その中でもカナダ保健省は、ヘルス・カナダ・インテンス(HCI)法を提案しており、カナダでは、ISO法とHCI法で主流煙をそれぞれ捕集し、測定したタール、ニコチン、一酸化炭素を含む各化学物質の値をたばこ外箱に併記している(図1)。



捕集後フィルタ重量－捕集前フィルタ重量＝粗タール量
 タール量＝粗タール量－(水分＋ニコチン量)

図1 自動喫煙装置による主流煙の捕集法

HCI法では、一回の吸煙量がISO法より多く、吸煙間隔も半分である。最も大きな違いは、上

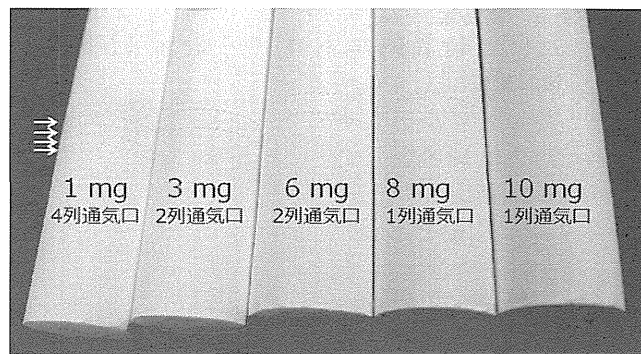


図2 同一銘柄におけるたばこフィルター部の通気孔の相違(数値は、パッケージ表示タール量を示す)

2種類の喫煙法で評価

喫煙法	吸煙量	吸煙時間	吸煙間隔	通気孔の閉鎖
ISO	35 mL	2 秒	60 秒	0%
HCI	55 mL	2 秒	30 秒	100%

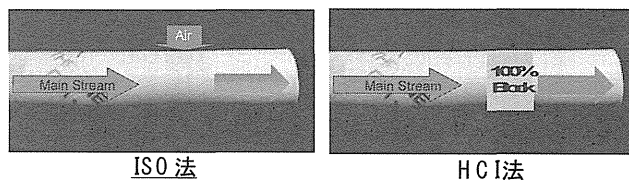


図3 ISO法とHCI法の吸煙法の比較

述のフィルター部通気孔の閉鎖の有無であり、ISH法は全開のまま、HCI法は通気孔を完全に閉鎖して実施される(図3)。なお、HCI法の1回吸煙量55mlは、我々が日本人喫煙者で調査した実態54.3mlにきわめて近い値である¹⁾。この喫煙法は、FCTC第9条と第10条に基づいてたばこ製品の含有物(たばこ葉中の化学物質)及び排出物(主流煙中の化学物質)の新しい国際標準化試験法を確立するWHOたばこ研究室ネットワーク(TobLabNet)の公定法として採用されている。

2008年11月17日-22日、南アフリカ・ダーバンで開催されたFCTC第3回締結国会議(COP3)において、たばこ葉中および喫煙に伴い排泄される化学物質について測定するための分析法の検証が求められた。第9条10条に関するワーキンググループでは、2006年10月にカナダのオタワにおいて開催された第3回会合で優先すべき対象物を提唱した。

すなわち、たばこ葉成分について

- ・ニコチン
- ・アンモニア

・添加物（グリセロール、プロピレングリコール、トリエチレングリコール）

たばこ主流煙成分について

- ・ たばこ特異的ニトロソアミン（NNK, NNN）
- ・ アセトアルデヒド
- ・ アクロレイン
- ・ ベンゼン
- ・ ベンゾ[a]ピレン
- ・ 1,3-ブタジエン
- ・ 一酸化炭素
- ・ ホルムアルデヒド を提唱した。

TobLabNet においては、これらの捕集・分析法の標準化を進めているところであり、順次、測定標準手順書(SOP; standard operating procedure)の発行を進めている。

国内で販売のたばこについては、これらの成分の一部について、平成 11-12 年度に評価し、厚生労働省のホームページに公開している²⁾。但しこの際には国内において中立公正な立場で評価できる機関がなかったため海外の機関に依頼し分析が実施された。その後、国内においても保健医療科学院のメンバーが TobLabNet に参画し、別の厚生労働科学研究費研究班において分析体制を確立し順次報告しているところである(図 4)³⁻⁴⁾。その結果、ISO 法に基づく主流煙捕集では、粒子状成分に関しては我々の測定においてもたばこパッケージ記載されている

ニコチン (0.1mg~1.2mg)、タール量が再現され、銘柄間で 10 倍以上の相違があった。

一方、HCl では、ISO に比べるとどの銘柄でも大きな値を示すとともに、銘柄間の相違は小さく 2 倍程度となった。加えて、たばこ葉中のニコチン量に関してはどの銘柄でもほとんど変わらないことも確認された。パッケージ表示の銘柄間の相違は、前述のフィルター部通気孔の影響が大きいことが判明した(図 4)。

さらには、ガス状成分である一酸化炭素については、HCl 法では銘柄に関係なく、ほぼ一定であることが分かった(図 4)。たばこ煙のガス状成分には、ホルムアルデヒド、ベンゼンなどの発がん性物質をはじめ、刺激性を有するアクリレンなど数多くの揮発性有機化合物、カルボニル類などの有害化学物質が含まれているが、一酸化炭素同様に ISO 法では銘柄間に大きな相違を認めるが、HCl 法では相違が少ないことが確認されている⁵⁾。

たばこ特異的ニトロソアミン (TSNA) に関しては、パッケージのニコチン、タール量と相関する関係は認めなかった。これは、たばこの製造過程においてそれぞれの銘柄の特徴を出すために、複数の種類のたばこ葉を配合して作られるが、主要なたばこ葉でも、バーレー種は TSNA が多く含有し、オリエント種は少ない。バージニア種はそれらの中間といった特徴を有することにも起因すると考えられる。

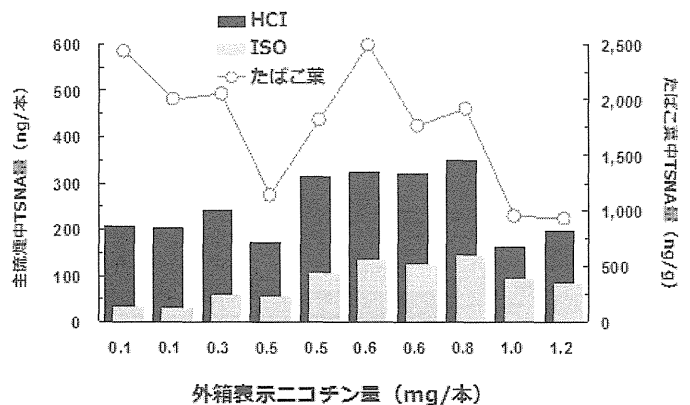
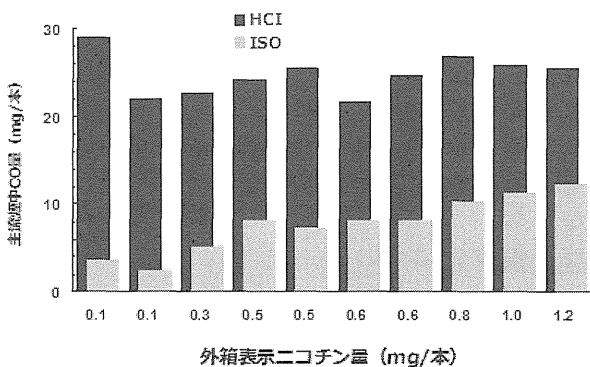
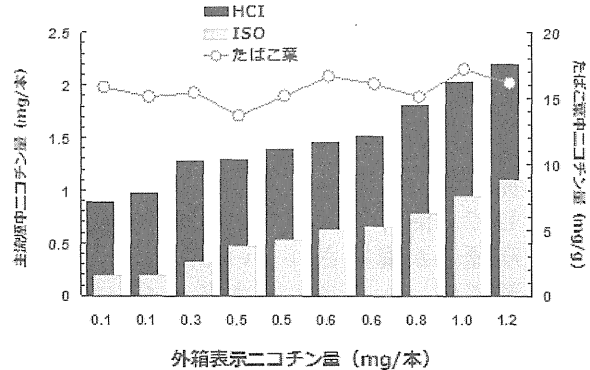
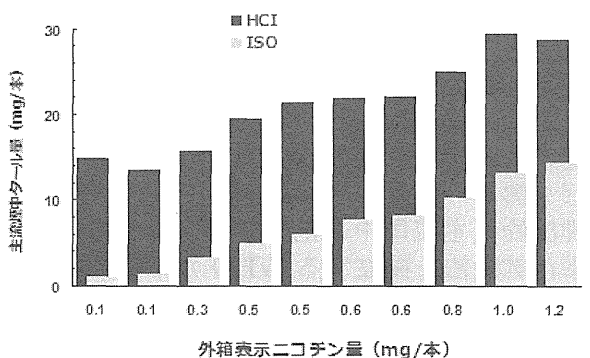


図 4 平成 18 年売上上位 10 銘柄の主流煙中タール、ニコチン、一酸化炭素、TSNA 量 62

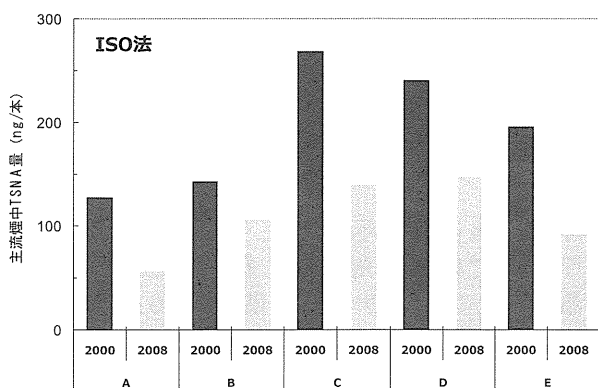


図5 国内たばこの主流煙中 TSNA 量の推移
～2000、2008年のデータの比較～

このような中、前述の平成12年度調査対象と同じ銘柄に付いて調べることが出来た平成20年のたばこ主流煙中のTSNAを比較すると、図5に示すようにいずれの銘柄も低下していた。しかし、その低下の程度はせいぜい半減程度であった。一方、同時期にカナダにおいてはたばこ葉中TSNA量を3分の1から5分の1程度まで低減することに成功している⁶⁾。

これは、TSNAはたばこ葉を収穫してからたばこ製品に加工するまでの乾燥、醸成貯蔵過程においてたばこ葉中の亜硝酸がアルカロイドと

反応し生成することが多いが、その過程の温度、酸素濃度などを制御することで生成を抑制しているものと思われる。

このように、たばこ葉中および主流煙中有害化学物質を評価する手法を標準化しモニタリングすることにより、低減につなげることも可能である。

なお、国内における今後の評価体制と健康影響評価について、平成25年度より厚生労働省に厚生科学審議会地域保健健康増進栄養増進部会・たばこの健康影響評価専門委員会が設置され検討が開始された。

FCTCも示しているが、これらの化学物質の評価は、評価することを通して既存の技術で達成可能な限り低減することを目的としているが、低減されたたばこ製品を推奨するものではない。たばこ製品の含有物および排出物の監視と規制を、FCTC各条文のその他の規制とあわせ実施することで、たばこ対策を総合的に進める根拠とするものである。国の水準でこれら内容物を理解することにより、たばこ製品の規制やより良い政策の開発をサポートすることができる。

さらには、これらの情報開示においては、公的機関がモニタリングするだけでなく、たばこ製品の製造及び輸入を行っている企業・業者に情報提供を求め開示することが進められている。

表1. FDAがタバコ会社等に求めた有害性化学物質(HPHCs)93種のうち、分析法が確立されていることから2012年ドラフトガイダンスに取り入れた20種の化学物質

HPHCs in Cigarette Smoke	HPHCs in Smokeless Tobacco	HPHCs in Roll-your-own Tobacco and Cigarette Filler
Acetaldehyde	Acetaldehyde	Ammonia
Acrolein	Arsenic	Arsenic
Acrylonitrile	Benzo[a]pyrene	Cadmium
4-Aminobiphenyl	Cadmium	Nicotine (total)
1-Aminonaphthalene	Crotonaldehyde	NNK*
2-Aminonaphthalene	Formaldehyde	NNN**
Ammonia	Nicotine (total and free)	
Benzene	NNK*	
Benzo[a]pyrene	NNN**	
1,3-Butadiene		
Carbon monoxide		
Crotonaldehyde		
Formaldehyde		
Isoprene		
Nicotine (total)		
NNK*		
NNN**		
Toluene		

1 - Roll-your-own tobacco is defined in section 900(15) of the FD&C Act to mean "any tobacco product which, because of its appearance, type, packaging, or labeling, is suitable for use and likely to be offered to, or purchased by, consumers as tobacco for making cigarettes." The term cigarette filler is not defined in the FD&C Act. For purposes of this draft guidance, we intend cigarette filler to mean the cut, ground, powdered, or leaf tobacco that is a component of a cigarette.

*4-(methylnitrosamino)-1-(3-pyridyl)-1-butanone

** N-nitrosornicotine

<http://www.fda.gov/TobaccoProducts/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/ucm297752.htm>

米国は FCTC を批准していないが、2012 年に食品医薬品局 (FDA; Food and Drug Administration) が、たばこ製品やたばこ煙に含まれ喫煙者や非喫煙者に害を及ぼす可能性があるとして、有害あるいは潜在的に有害な成分 (HPHCs; harmful and potentially harmful constituents)⁹³ 物質のリストを公開した。これらのうち、分析法の確立している 20 成分 (表 1) を、たばこ産業及び輸入業者に報告を要求する政策を取っている。

2014 年 10 月に第 6 回締約国会議 (Conference of the Parties: COP 6) がロシア、モスクワで開催され、FCTC の各条項に基づいて会議が行われた。この中で、FCTC 9, 10 条のガイドラインについても検討が進められた。その要点としては、次のようなところである。

すなわち、有害成分に関しては、TobLabNet は、まだ評価法が確立していない次の事項を測定するための標準化された試験方法の開発を優先されるべきである。

- (1) カドミウムおよび鉛の含有量
- (2) 水たばこの煙中のニコチン
- (3) 無煙たばこ製品中のニコチン, TSNA, ベンゾ[a]ピレン

さらには、魅惑的で間違った誘導や人を欺くような印象が増加した観点から、他のたばこ製品の関心ある特徴と同じように、特殊なたばこ製品の特徴 (スリム/スーパースリムデザイン) のたばこ、フィルター通気率、ここ数年我が国で販売されているフィルター中にメンソールカ

プセルを封入して味や香りを伝達する新規フィルターデザイン) について報告書の準備も要求した。

C. 2. FCTC 第 11 条: たばこ製品の包装及びラベル

昨年度報告書で示したように 2012 年オーストラリアで始まったたばこ箱を簡易包装に規制するプレーンパッケージに関し、2015 年 3 月にアイルランドと英国でも規制法が成立した。

今後、これらの国以外にも、フランス、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドなど欧州、北欧諸国、さらにはニュージーランド、トルコ、台湾、ブラジルなどでも導入が検討されている。

一方、オーストラリアで始まったプレーンパッケージに対し、たばこ産業から商標使用に制限を課し知的財産権の保護規定に違反する等の訴えから反発を示しているが、オーストラリアでは、最高裁が規制法は合憲であるとの判断を示している。

2014 年 9 月にカナダがん学会がまとめた報告書「Cigarette Package Health Warnings: International Status Report, 第 4 版」では、プレーンパッケージは導入されていない国でも、画像警告表示を導入している国は少なくとも 77 カ国・地域に及んでいる (表 2)。同報告書では、各国の取組み状況がランキングされているが、日本は、198 カ国・地域中、第 110 位 (最下位から 14 番目) にランキングされている。

1. Canada (2001; 2012)	24. Mauritius (2009)	51. Oman (2012)
2. Brazil (2002; 2004; 2009)	25. India (2009; 2011; 2013)	52. Qatar (2012)
3. Singapore (2004; 2006; 2013)	26. Cayman Islands (2009)	53. Saudi Arabia (2012)
4. Thailand (2005; 2007; 2010; 2014)	27. Latvia (2010)	54. United Arab Emirates (2012)
5. Venezuela (2005; 2009; 2014)	28. Pakistan (2010)	55. Hungary (2012) ¹⁴
6. Jordan (2006; 2013)	29. Switzerland (2010, rotation of 3 sets every 24 months)	56. Macau (2013)
7. Australia (2006, rotation of 2 sets every 12 months; 2012, rotation of 2 sets every 12 months)	30. Liechtenstein (2010, rotation of 3 sets every 24 months)	57. Iceland (2013)
8. Uruguay (2006; 2008; 2009; 2010; 2012; 2013; 2014)	31. Mongolia (2010; 2013)	58. Ireland (2013)
9. Panama (2006; 2009; 2010; 2012; 2014)	32. Colombia (2010; 2011; 2012; 2013; 2014)	59. Russia (2013)
10. Belgium (2006; rotation of 3 sets every 12 months starting 2011)	33. Turkey (2010)	60. Kazakhstan (2013)
11. Chile (2006; 2007; 2008; 2009; 2010; 2011; 2012; 2013) ⁹	34. Mexico (2010; 2011; 2012; 2013; 2014)	61. Seychelles (2013)
12. Hong Kong (2007)	35. Norway (2011)	62. Fiji (2013)
13. New Zealand (2008; rotation of 2 sets every 12 months)	36. Malta (2011)	63. Vietnam (2013)
14. Romania (2008)	37. France (2011)	64. Macedonia The F. Y. R. (2014) ¹⁸
15. United Kingdom (2008)	38. Guernsey (2011)	65. Montenegro (2014) ¹⁸
16. Egypt (2008; 2010; 2012; 2014)	39. Spain (2011)	66. Indonesia (2014)
17. Brunei (2008; 2012)	40. Bolivia (2011)	67. Nepal (2014)
18. Cook Islands (2008) ²	41. Jersey (2012)	68. Costa Rica (2014)
19. Iran (2009)	42. Ukraine (2012)	69. Jamaica (2014)
20. Malaysia (2009; 2014)	43. Honduras (2012) ¹¹	70. Suriname (2014)
21. Taiwan (2009; 2014)	44. Madagascar (2012; 2013)	71. Yemen (2014)
22. Peru (2009; 2011; 2014)	45. Denmark (2012)	72. Sri Lanka (2015)
23. Djibouti (2009)	46. Ecuador (2012; 2014)	73. Solomon Islands (2015)
	47. Argentina (2012; 2014)	74. Turkmenistan (2015)
	48. El Salvador (2012; 2015)	75. Trinidad and Tobago (2015, rotation of 2 sets every 12 months)
	49. Bahrain (2012)	76. Namibia (2015)
	50. Kuwait (2012)	77. Philippines (2015)

表 2 たばこパッケージに画像警告表示を導入している国々と導入年

D. 結論

たばこ葉および主流煙には、発がん物質を含む有害化学物質が多数含まれている。

これらたばこ主流煙中の有害化学物質の曝露量は、喫煙法とたばこ銘柄によって変動することが知られているが、現在、たばこ銘柄の情報は開示されていない。

また、有害化学物質の低減化は可能なものも多くある。

今後、FCTC9, 10 条に基づいたたばこ対策を強く推進する必要性があり、これによってたばこ製品の有害化学物質の規制・含有量を含めた情報開示、FCTC11 条に関連してプレーンパッケージや警告画像の導入を含め諸外国の状況を踏まえた警告表示の修正を行われることにより、たばこ製品の有害性の評価、喫煙者・受動喫煙者の健康影響の低減が可能になり、さらには新規たばこ製品の抑制になることも期待される。

そのためには、国内のたばこ有害成分評価に ISO 法に加えて、HCI 法の導入を求める。さらには、これらの有害成分の開示をたばこ産業および輸入業者に求めることを制度化していくことを検討すべきである。

次年度は、これらの成果を踏まえ、たばこ有害成分評価とその情報開示、およびたばこパッケージに関する最新の知見をまとめたファクトシートの作成を目指したい。

参考文献

- (1) Matsumoto M et al. Smoking topography and biomarkers of exposure among Japanese smokers: associations with cigarette emissions obtained using machine smoking protocols. *Environmental health and preventive medicine* 18:95-103, 2013.
- (2) 厚生労働省 平成 11 - 12 年度たばこ煙の成分分析について (概要)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/seibun.html>
- (3) Endo O et al. Nicotine, tar, and mutagenicity of mainstream smoke generated by machine smoking with International organization for standarzation and Health Canada intense regimens of major Japanese cigarette brands. *Journal of Health Science* 55: 421-427, 2009.
- (4) 杉山晃一ほか 国産たばこ主流煙中たばこ特異的ニトロソアミン類の異なる捕集法を用いた測定 *日衛誌* 67: 423-430, 2012.
- (5) 伊豆里奈ほか 固体捕集管を用いた国産タバコ主流煙中の揮発性有機化合物, カルボニル化合物の同時捕集と GC/MS, HPLC

分析 *BUNSEKI KAGAKU* 63(11): 885-893, 2014.

- (6) Rickert WS et al. Reductions in the tobacco specific nitrosamine (TSNA) content of tobaccos taken from commercial Canadian cigarettes and corresponding reductions in TSNA deliveries in mainstream smoke from such cigarettes. *Regulatory Toxicology and Pharmacology* 51:306-310, 2008.
- (7) Canadian Cancer Society. *Cigarette Package Health Warnings: International Status Report*, 4th Ed., 2014.

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

- (1) 櫻田尚樹. ミニ特集 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 *日本衛生学雑誌* 2015, 70, 1-2.
- (2) 稲葉洋平, 内山茂久, 櫻田尚樹. 我が国におけるたばこ規制枠組み条約第 9, 10 条「たばこ製品の成分規制とたばこ製品の情報開示に関する規制」に基づいたたばこ対策の必要性 *日本衛生学雑誌* 2015, 70, 15-23.
- (3) 戸次加奈江, 稲葉洋平, 櫻田尚樹. FCTC 第 11 条 「たばこ製品の包装及びラベル」. *日本衛生学雑誌* 2015, 70, 24-32.

2. 学会発表

- (1) Kunugita N, Inaba Y, Bekki K, Uchiyama S. The tobacco control measures through the effective implementation of the FCTC articles 9 and 10. In *International Sessions: Ending the tobacco epidemic in Asia-Oceania: filling the gap by academic societies*. 第 73 回日本癌学会学術総会; 2014. 9. 25-27; 横浜.
- (2) Inaba Y, Utsugi R, Ohkubo T, Uchiyama S, Suzuki G, Kunugita N. Relationship between Smoking Topography and Biomarkers in Japanese Smokers. 26th Annual Conference International Society for Environmental Epidemiology 2014; 2014. 8. 24-28; Seattle, Washington, USA. P3-585.
- (3) 櫻田尚樹, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久. たばこ規制枠組み条約に基づくたばこ製品の含有物に関する規制と情報開示. 第 73 回日本公衆衛生学会総会; 2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集シンポジウム 6-2.

- (4) 野口華奈江, 戸次加奈江, 稲葉洋平, 内山茂久, 太田敏博, 櫻田尚樹. 近年の国産たばこ主流煙に含まれる有害性化学物質の評価. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-0401-6.
- (5) 大久保忠利, 稲葉洋平, 内山茂久, 緒方裕光, 櫻田尚樹. 国内販売無煙たばこ製品に含まれる重金属類及び放射性物質. 第73回日本公衆衛生学会総会; 2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-1.
- (6) 稲葉洋平, 大久保忠利, 戸次加奈江, 内山茂久, 櫻田尚樹. 無煙たばこ・スヌースの国産銘柄と海外産銘柄に含まれる有害化学物質の比較. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-2.
- (7) 戸次加奈江, 内山茂久, 富澤卓弥, 所翌萌, 青木麻奈美, 菱木麻祐, 山田智美, 稲葉洋平, 櫻田尚樹. 室内環境中のガス状物質に関する全国実態調査. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-3.
- (8) 伊豆里奈, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平, 中込秀樹, 櫻田尚樹. タバコ主流煙に含まれる有害ガス状物質の分析. 第73回日本公衆衛生学会総会; 2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-4.
- (9) 妹尾結衣, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平, 櫻田尚樹, 中込秀樹. 電子タバコから発生する有害物質の分析. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-5.
- (10) 小林明莉, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 太田敏博, 櫻田尚樹. 国産たばこと外国産たばこに含まれるポロニウムと鉛の分析法の確立と比較. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-6.
- (11) 宇賀田伶, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 稲葉一穂, 櫻田尚樹. 紙巻きたばこ銘柄の副流煙に含まれるポロニウムの分析. 第73回日本公衆衛生学会総会;2014. 11. 5-7; 栃木. 抄録集 P-2101-7.
- (12) 稲葉洋平, 大久保忠利, 内山茂久, 櫻田尚樹. 無煙たばこ製品に含まれるニコチン、TSNA 及びグリセロール類の分析. 第84回日本衛生学会学術総会; 2014. 2014. 5. 22-27; 岡山. 平成 26 年度日本衛生学雑誌. 2014;P-1-46.
- (13) 小林明莉, 稲葉洋平, 内山茂久, 太田敏博, 櫻田尚樹. 国産たばこ 8 銘柄のたばこ葉中 Po-210 と Pb-210 の分析. 第84回日本衛生学会学術総会;2014. 5. 22-27; 岡山. 平成 26 年度日本衛生学雑誌. 2014;P-1-47
- (14) 大久保忠利, 稲葉洋平, 内山茂久, 緒方裕光, 櫻田尚樹. 無煙たばこ (snuff 及び snus) に含まれる金属及び放射性物質の測定. 第84回日本衛生学会学術総会;2014. 5. 22-27; 岡山. 平成 26 年度日本衛生学雑誌. 2014;P-2-15.
- (15) 伊豆里奈, 内山茂久, 稲葉洋平, 中込秀樹, 櫻田尚樹. タバコおよびタバコ関連製品から発生する揮発性有機化合物とカルボニル化合物の分析. 第23回環境化学討論会;2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 93 2B-08.
- (16) 小林明莉, 稲葉洋平, 内山茂久, 太田敏博, 櫻田尚樹. 紙巻たばこ製品の葉及び主流煙に含まれる Po-210 の分析. 第23回環境化学討論会;2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 123 P-068.
- (17) 稲葉洋平, 大久保忠利, 内山茂久, 櫻田尚樹. 国産無煙たばこと海外産無煙たばこに含まれる有害化学物質の比較. 第23回環境化学討論会;2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 123 P069.
- (18) 大久保忠利, 稲葉洋平, 内山茂久, 緒方裕光, 櫻田尚樹. 国産及び海外産無煙たばこ (snuff 及び snus) 中の重金属及び放射性物質の比較. 第23回環境化学討論会; 2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 123 P070.
- (19) 山田智美, 内山茂久, 稲葉洋平, 瀬戸博, 中込秀樹, 櫻田尚樹. アンモニア測定用拡散サンプラーの開発と実態調査. 第23回環境化学討論会;2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 127 P-091.
- (20) 妹尾結衣, 青木麻奈美, 内山茂久, 稲葉洋平, 櫻田尚樹, 中込秀樹. trans-1, 2-ビス (2-ピリジル) エチレンと 2, 4-ジニトロフェニルヒドラジンを用いた空气中アクロレインの分析. 第23回環境化学討論会;2014. 5. 14-16. プログラム集 p. 127 P-092.

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

わが国の現状と課題の抽出・課題解決の方策の検討
第 15 条 たばこ製品の不法取引廃絶

研究分担者 曾根 智史（国立保健医療科学院 企画調整主幹）

研究要旨

たばこ規制枠組み条約（FCTC）第 15 条 たばこ製品の不法取引廃絶（すべての形態の不法取引：密輸、偽造、不法製造の廃絶、国内法の整備・実施と地域レベル～国際レベルの連携）」に関して、文献・情報検索等を通じてわが国の現状の把握と問題点の整理を行い、以下の結論を得た。

- (1) 日本国内では、密輸入を含むたばこ製品の不法取引の事例は、表面上それほど多くない。
- (2) 国内では、たばこ事業法によってたばこ栽培、製造、流通、価格が統制され、FCTC 第 15 条の遵守に関して一定の役割を果たしていると考えられる。
- (3) 過去に、JT が買収した海外たばこ事業者が買収以前にカナダにおいて密輸関連行為に関わったとされ、買収後にカナダ政府に多額の過料を支払った事案があった。現在、JT は、不法取引を排除する方針を示しているが、今後も JT（JT International）の海外での活動を注意深く観察する必要がある。
- (4) インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、この場合もたばこ税及びたばこ特別税等が課される。現在の為替の状況（円安）や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、個人輸入のメリットは現時点ではそれほど大きくない。たばこ税等の脱税は処罰の対象になる。
- (5) FCTC 第 15 条の推進は、たばこ事業法の趣旨や JT 等の利益と合致する可能性がある。わが国のたばこ対策全体における第 15 条の優先順位について十分検討する必要がある。

A. 研究目的

たばこ規制枠組み条約（FCTC）第 15 条たばこ製品の不法取引廃絶（Illicit trade in tobacco products）の中心は以下の 2 点である。

- ・すべての形態の不法取引（密輸、偽造、不法製造）の廃絶
- ・国内法の整備・実施と地域レベル～国際レベルの連携

本研究では、FCTC 第 15 条について、文献・情報検索等を通じて、わが国の現状の把握と問題点の整理を行った。

B. 研究方法

第 15 条での用語の定義：

密輸：純正品を関税や税金を納めずに密輸すること

偽造：純正品に見せかけた模造品を作ること

不法製造：正規に作られているが、別のブランド名をつけて密輸され、他国の不法マーケットで売られる

これらは、いずれも税金を払っていない点が共通している。高税率で取り締まりが緩い地域で多発していると言われている。

今回、文献、法令、ウェブサイト等からの情報に基づき、わが国の現状の把握と問題点の整理を行った。

C. 研究結果

1. わが国のたばこ密輸の現状について

下記のようにいくつかの違反事例が報告されている。

(1) 免税品店向け商品を密輸して無許可販売した者が摘発された事例 (H12)。

(2) 偽造タバコの大規模密輸事例 (H12)

日本たばこ産業 (JT) の人気銘柄「セブンスター」などの偽造品が出回った事件で、横浜税関は 2000 年 11 月 30 日、主犯格を含む 3 人を、関税法違反の疑いで水戸地検に告発した。3 人はすでに商標法違反罪などで起訴されている。

横浜税関の調べによると、主犯格の男は 5 月下旬、「マイルドセブンライト」と「セブンスター」の偽造品約 28 万 6,000 箱をサンダルの段ボールに紛れ込ませるなどして、中国から横浜港に密輸入した。他の 2 人は、密輸入した偽造品と知りながら、転売目的で偽たばこを買った。

本事件は 6 月に群馬、茨城、埼玉の 3 県で計 68 箱の偽たばこが見つかって発覚した。東京、沖縄、青森なども含めて 1 都 9 県の販売業者らに流れ、百数十箱が消費者に売られた模様である。

(3) 東日本大震災の影響によるたばこ不足に乗じた紙巻きたばこの密輸入増加

平成 23 年の成田空港における紙巻きたばこの摘発件数・押収量は 5 件/57,880 本であったが、大震災の影響を受け、紙巻きたばこが極端に品薄になった時期の 5 月から 6 月にかけての 1 ヶ月間に、4 件の密輸入事件を摘発し、計 48,800 本の紙巻きたばこを押収した。(平成 24 年 2 月 8 日東京税関報道発表)

2. たばこ事業法による規制

後述 6. (1) の「たばこ事業法 (抜粋)」で示すように、わが国ではたばこ事業法によって、たばこ栽培、製造、流通、価格が統制されている。輸入業者、卸売業者、小売り業者が国への登録許可制となっている。また、製品へのマーキングや流通管理が徹底されており、密輸出や偽造品・密輸品の国内流通を抑制している。

3. 並行輸入の状況

インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、税関によると (後述 6.

(4) 掲載の文書)、国際郵便を利用し、個人が自己の用に供する目的で紙巻たばこ等を輸入する場合は、関税、たばこ税及びたばこ特別税等が課される。紙巻きたばこの場合、関税は暫定無税であるが、たばこ税およびたばこ特別税が 1000 本 (20 本入り 50 箱分) につき 12,244 円かかり、これは 1 箱につき約 245 円に相当する。国内小売価格が 1 箱 410 円の紙巻きたばこであれば、送料込みで 1 箱 165 円以下であればペイすることになる。しかしながら、現在の為替の状況 (円安) や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、わざわざ個人輸入するメリットは、現時点ではそれほど大きくないと推察される。たばこ税等の脱税は当然処罰の対象になり、税関によりその点に関する注意喚起も行われている。

4. JT の不法タバコに対する態度

JT は不法たばこに対して、下記のように排除の姿勢を示している。

【JT ウェブサイトより】

(http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/position_anti_contraband/index.html、平成 27 年 4 月 20 日確認)

たばこ製品の不法な取引に対する取り組み

JT の姿勢

偽造や密輸は犯罪であり、決して許されるものではありません。

JT は偽造や密輸といった不法取引に関与する組織とは断固として対決し、これらの活動を助長するような行為を行いません。

JT の取り組み

JT は関係法令の遵守はもとより、下記の取引原則に基づいて製造たばこを販売しております。

・信用性、適法性を確認した取引先へのみ販売すること

・当該市場の合理的な需要数量を勘案した上で適正と考えられる数量のみを販売すること

・当社製造たばこを、指定された市場において取引先が販売すること

JTは取引先に対しても本趣旨の理解と賛同を求めます。また、取引先に取引原則違反のおそれがある場合には、是正の要請、販売停止、及び行政当局への通報などの対策をとります。

JTは各国政府や他業界と連携して取り組んでいます。

・日本政府をはじめとする各国政府機関と協力して不法取引対策に当たっています。

・国際商業会議所の BASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy: あらゆるビジネスセクターが連携し、国境を越えて模倣品・海賊版の撲滅に取り組むプロジェクト) への参画など、商標権侵害問題に対して国際的・業種横断的に取り組む機関へ参加しています。

海外におけるたばこ製品の不法取引に対しては、JTI(JT International 社: 海外たばこ事業統括子会社) が、上記「JTの姿勢」に基づき、厳格に取り組んでおります。もっとお知りになりたい方は JTI サイトをご参照ください(英語サイトになります)。

たばこ製品の個人輸入について

インターネット等を利用して海外から個人輸入されるたばこは、JTが把握する適正な流通過程を経たことが確認できないため、そのたばこが健康を害するような偽造品であるおそれも否定できません。

国際郵便等により輸入されるたばこには、必ずたばこ税及びたばこ特別税が課されますので、これを納付せずに輸入することは法令違反となります。

たばこの個人輸入手続きを代行するインターネットサイトには、たばこ税等の脱税をほのめかすサイトや、代金を入金したにもかかわらず商品が納品されないケースがあることも確認されております。このような事例を把握した場合には、行政当局へ情報提供いたします。

5. JTが買収した企業の買収前の密輸問題について

JTがRJRグループから買収したたばこ企業が買収以前に行った密輸関連行為に関してカナダ政府から過料を請求された件について、JTは最終的に150万カナダドルをカナダ政府に支払うことで合意した。以下は本件に関するJT文書である。

(http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2010/pdf/20100413_01.pdf、平成27年4月20日確認)

JTとカナダ政府当局との製造たばこ密輸問題に係る和解について(2010年4月13日付 JT木村宏社長発出)

当社は、連結子会社である JTI-Macdonald Corp. (旧 RJR Macdonald 社、以下「JTI Macdonald 社」) が、カナダ政府当局(注1)との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約等の締結に合意するとともに、当社による買収(注2)以前の密輸関連行為に関し一定の行政法規違反答弁を行った上で過料150百万カナダドルを支払うことにより、カナダにおける密輸問題を包括的に解決することといたしましたので、お知らせいたします。

これにあわせ、当社と、問題の行為が行われた時期に旧 RJR Macdonald 社を保有していた R.J.Reynolds Tobacco Holdings, Inc. (旧 RJR Nabisco, Inc.) 他(注3)との間の買収契約に基づき当社が有する求償権の取り扱いについても合意いたしました。

(注1) カナダ連邦政府及び各州・準州政府

(注2) JTは1999年にRJRナビスコ社他から米国以外のたばこ事業を買収しております。

(注3) 本件と同時にRJRグループは、総額400百万カナダドルを支払い、カナダ政府当局と和解することと承知しております。

密輸品の存在は、当社グループ商品のブランド価値を毀損することはもとより、取引先や消費者に不利益を及ぼすものであり、これまで当社グループとしてその対策に取り組んでまいりました。本件に

より、これまでの当社グループでの取り組みに加え、カナダ政府当局との間でより効率的かつ建設的な密輸品・偽造品対策のための体制が構築され、密輸品・偽造品から当社グループ商品のブランド価値を保全することができるものと考えております。

カナダ政府当局は、当社買収以前の密輸関連行為に関し、JTI Macdonald 社等に対して民事上・刑事上の訴訟を提起しております。加えて、JTI Macdonald 社はカナダケベック州税庁による課税通知の送付を受けたことから、通常の事業運営を継続するために、CCAA（企業債権者調整法）の申請を行い、現在も同法の適用下にあります。今回の合意により、JTI Macdonald 社等に対するカナダ政府当局による密輸関連訴訟が全て取り下げられ、CCAA についての終了に向けた環境が整うことから、当社グループのカナダ事業の早期正常化に資するものと考えています。

RJR グループとカナダ政府当局との和解を含む一連の合意の結果、当社グループ及び RJR グループによるカナダ政府当局に対する金銭的負担総額は 550 百万カナダドルとなります。当社グループとして 1999 年の買収契約に基づき RJR グループに対して有する密輸関連に起因する損害の求償権を実行し、その取扱いにつき交渉してきた結果、JTI Macdonald 社は、当該金銭的負担総額 550 百万カナダドルの内、過料 150 百万カナダドルのみを負担すること等により、その取り扱いに合意しました。

6. 国内の関連法規（下線は筆者による）

(1) たばこ事業法（抜粋）

（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ）

第三条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産葉たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の

価格（以下「葉たばこの価格」という。）を定めるものとする。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、財務省令で定める。

（会社以外の製造の禁止）

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

（製造たばこの販売価格）

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）に規定する消費税、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。）を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時まで、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 財務大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 財務大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不相当となつたと認める場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

（製造たばこの特定販売業の登録）

第十一条 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。

（以下、省略）

（製造たばこの卸売販売業の登録）

第二十条 製造たばこの卸売販売（消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二條 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以

下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

（以下、省略）

（小売定価の認可）

第三十三條 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ（その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。）の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定めて、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時まで、財務大臣の認可を受けなければならない。

（以下、省略）

（小売定価以外による販売等の禁止）

第三十六條 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他の財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。

(2) たばこ税法（抜粋）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき一万千四百二十四円とする。

(3) 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（たばこ特別税関連部分抜粋）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 たばこ税法 附則第二条 の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の二第一項 の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。

(4) 関税法関連

(<http://www.customs.go.jp/tsukan/yubin/tobacco.htm>、平成 27 年 4 月 20 日確認)

国際郵便を利用したたばこの個人輸入について（税関文書）

国際郵便を利用し、個人が自己の用に供する目的で紙巻たばこ等を輸入する場合は、下記の表のとおり、関税、たばこ税及びたばこ特別税等が課されます。

国際郵便を利用して輸入されるたばこは課税価格の多寡に関わらず、たばこ税及びたばこ特別税は必ず課されますので、郵便物の外装に貼付する税関告知書には品名・数量を正しく記載してください。

また、インターネットにおいて、たばこの個人輸入手続代行サービスを手掛けるサイトが多数存在しますが、中にはたばこ税等の脱税をほのめかすサイトもあります。安易に利用した場合、法令により処罰されることもありますのでご注意ください。

なお、個人で輸入したたばこを転売することは、法律により禁止されています。

たばこの種類	関税	たばこ税及びたばこ特別税		消費税及び地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000 本につき 12,244 円		8 %
パイプたばこ	協定 29.8% 又は	1 kg につき 12,244	1 g は紙巻 1 本で換 算	8 %

	基本 35%	円		
葉巻たばこ	協定 16% 又は 基本 20%	1 kg につき 12,244 円		8 %

※ 課税価格の合計が 1 万円以下の場合、関税及び消費税は免税となります。

D. 考察および結論

以上の結果より、今後の対策に向けた課題についてまとめると以下の通りとなる。

- (1) 日本国内では、密輸入を含むたばこ製品の不法取引の事例は、表面上それほど多くない。
- (2) 国内では、たばこ事業法によってたばこ栽培、製造、流通、価格が統制され、FCTC 第 15 条の遵守に関して一定の役割を果たしていると考えられる。もし、今後たばこ事業法の改廃を求めるのであれば、この点を考慮する必要がある。
- (3) 過去に、JT が買収した海外たばこ事業者が買収以前にカナダにおいて密輸関連行為に関わったとされ、買収後に JT がカナダ政府に多額の過料を支払った事案があった。現在、JT は、不法取引を排除する方針を示しているが、今後も JT (JT International) の海外での活動を注意深く観察する必要がある。
- (4) インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、国際郵便を利用し、個人利用目的で輸入する場合でもたばこ税及びたばこ特別税等が課される。現在の為替の状況 (円安) や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、個人輸入のメリットは現時点ではそれほど大きくない。たばこ税等の脱税は処罰の対象になる。

(5) FCTC 第 15 条を推進することは、たばこ事業法の趣旨や JT 等たばこ産業側の利益と合致する可能性がある。わが国のたばこ対策全体における第 15 条の優先順位について十分検討する必要がある。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

たばこによる健康被害の法的・倫理的評価と国内法の課題の検討
タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究

研究分担者 田中 謙（関西大学法学部教授）

[研究要旨]

わが国において、現在タバコに対して何らかの規制をしている法律としては、「未成年者喫煙禁止法」、「たばこ事業法」、「たばこ税法」、「労働安全衛生法」などがあげられ、最近では、「健康増進法」も策定されたほか、世界レベルの「タバコ規制枠組み条約」も採択された。また、現在、多くの自治体で、いわゆる「路上喫煙禁止条例」が策定されるようになったほか、神奈川県や兵庫県では、「受動喫煙防止条例」が策定されているが、これら日本におけるタバコ規制の法システムに対しては数多くの問題点を指摘することができる。しかし、タバコ規制枠組み条約の趣旨を踏まえると、今日の日本においては、タバコ規制を強化する必要がある。

今後のタバコ規制のあり方を考察するに当たっては、(1) 非喫煙者の被害を防止し、健康を保護するという視点から「受動喫煙防止施策」を充実させることはもちろんであるが、(2) 現在、未成年者による喫煙が顕著であり、未成年者を保護するという視点から「未成年者喫煙防止施策」も必要である。さらに、(3) 喫煙者も「やめたいけれどもやめられない」という面があり、喫煙者の健康を保護するという視点から「喫煙者減少施策」も必要である。

1) 「受動喫煙防止施策」の視点からは、①「職場」における「全面禁煙」の義務づけ、②「喫煙コーナーの設置」で済ませる措置の見直し（新ガイドラインの見直し）、③「公共スペース」における「全面禁煙」の義務づけ、④医療機関・教育機関・公共交通機関などの施設における「敷地内全面禁煙」の義務づけ、⑤飲食店における「原則全面禁煙」（厳格な基準を満たす「喫煙室の設置」の例外的許容）、⑥「小規模飲食店」における受動喫煙対策規制の強化、⑦「条例」ではなく「法律」による「受動喫煙防止措置」の義務づけ、⑧路上喫煙規制の実効性を確保する組織体制の整備、⑨「法律」に基づく路上喫煙規制、といった施策が考えられる。

2) 「未成年者喫煙防止施策」の視点からは、①タバコ自販機の「全面禁止」、②厳格な「年齢確認」の義務づけ、③タバコの購入可能場所の制限、④タバコの「無償供与」の禁止と処罰、⑤マナー啓発のCMも含めた「タバコ会社によるCM」の禁止、⑥「タバコ広告の内容」に関する規制の強化、⑦ドラマ・映画等における喫煙シーンの規制、⑧スポンサーシップ規制の強化、⑨タバコ税の大幅値上げ、⑩教育機関における「敷地内全面禁煙」の義務づけ、といった施策が考えられる。

3) 「喫煙者減少施策」の視点からは、①「タバコの有害表示」に対する規制強化（タバコの有害表示の改善）、②「タバコの商品名」に対する規制、③「経済的手法」による誘導、④禁煙支援施策、といった施策が考えられる。

A. 研究目的

本研究は、「タバコ規制枠組み条約の趣旨を踏まえつつ、日本においては、どのような行政法上の手法を用いてタバコ規制をすべきか」という視点から、「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題」を提示することを目的としている。なお、以下の考察は、田中謙「たばこ規制の法システムと今後の法制的課題（3・完）」関西大学法学論集 62 巻 3 号（2012 年）174 頁以下の要点をまとめるとともに、加筆修正したものである。

B. 研究方法

日本におけるタバコをめぐる法規制の特徴として、行政的規制が、比較法制度的にみて際立って弱いことが指摘できる¹。それが、国際的真空地帯を生み、外国タバコ業者の進出を誘発している。

一方、我が国において、現在、タバコに対して何らかの規制をしている法律としては、「未成年者喫煙禁止法」（1900 年策定）、「たばこ事業法」（1984 年策定）、「たばこ税法」（1984 年策定）、「労働安全衛生法」（1992 年改正）などがあげられ、最近では、「健康増進法」（2002 年策定）も策定されたほか、世界レベルの「タバコ規制枠組み条約」（2003 年採択、2005 年効力発生）も採択された。また、現在、多くの自治体で、いわゆる「路上喫煙禁止条例」（2002 年以降、各地で順次策定）が策定されるようになったほか、神奈川県や兵庫県では、「受動喫煙防止条例」（2009 年、2012 年策定）が策定されている。このように見ると、日本も一昔前と比べると

¹ アメリカ人の視点から見た日本のタバコ規制については、see Mark A. Levin, 1997, “Smoke around the rising sun: An American Look at Tobacco Regulation in Japan”, *Stanford Law & Policy Review*, vol.8, pp.99-106, Eric A. Feldman, 2004, “The Limits of Tolerance: Cigarette, Politics, and Society in Japan”, Eric A. Feldman and Ronald Bayer eds., *UNFILTED: Conflicts over Tobacco Policy and Public Health*, Harvard University Press, pp.38-67.

状況はかなり変化してきているが、諸外国特に先進諸国と比較すると、まだまだ「喫煙者天国」というべき状況に変わりはない。

以上を踏まえて、本研究は、「タバコ規制枠組み条約の趣旨を踏まえつつ、日本においては、どのような行政法上の手法を用いてタバコ規制をすべきか」という視点から、「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題」を提示するものである。

今後のタバコ規制のあり方を考察するに当たっては、(1) 非喫煙者の被害を防止し、健康を保護するという視点から「受動喫煙防止施策」を充実させることはもちろんであるが、(2) 現在、未成年者による喫煙が顕著であり、未成年者を保護するという視点から「未成年者喫煙防止施策」も必要である。さらに、(3) 喫煙者も「やめたいけれどもやめられない」という面があり、喫煙者の健康を保護するという視点から「喫煙者減少施策」も必要である。そこで本稿では、具体的な研究方法として、「具体的なタバコ施策」として、以上であげた 3 つの視点から、「受動喫煙防止施策」、「未成年者喫煙防止施策」、「喫煙者減少施策」について、今後のタバコ規制の方向性を示すとともに、具体的な法制的課題について検討することとしたい。

C. 研究結果

タバコ規制をめぐる今後の法制的課題として、「受動喫煙防止施策」、「未成年者喫煙防止施策」、「喫煙者減少施策」という 3 つの視点から規制を強化することが必要である。

「受動喫煙防止施策」の視点からは、①「職場」における「全面禁煙」の義務づけ、②「喫煙コーナーの設置」で済ませる措置の見直し（新ガイドラインの見直し）、③「公共スペース」における「全面禁煙」の義務づけ、④医療機関・教育機関・公共交通機

関などの施設における「敷地内全面禁煙」の義務づけ、⑤飲食店における「原則全面禁煙」（厳格な基準を満たす「喫煙室の設置」の例外的許容）、⑥「小規模飲食店」における受動喫煙対策規制の強化、⑦「条例」ではなく「法律」による「受動喫煙防止措置」の義務づけ、⑧路上喫煙規制の実効性を確保する組織体制の整備、⑨「法律」に基づく路上喫煙規制、といった施策が考えられる。

「未成年者喫煙防止施策」の観点からは、①タバコ自販機の「全面禁止」、②厳格な「年齢ノ確認」の義務づけ、③タバコの購入可能場所の制限、④タバコの「無償供与」の禁止と処罰、⑤マナー啓発のCMも含めた「タバコ会社によるCM」の禁止、⑥「タバコ広告の内容」に関する規制の強化、⑦ドラマ・映画等における喫煙シーンの規制、⑧スポンサーシップ規制の強化、⑨タバコ税の大幅値上げ、⑩教育機関における「敷地内全面禁煙」の義務づけ、といった施策が考えられる。

「喫煙者減少施策」の観点からは、①「タバコの有害表示」に対する規制強化（タバコの有害表示の改善）、②「タバコの商品名」に対する規制、③「経済的手法」による誘導、④禁煙支援施策、といった施策が考えられる。

（詳

細は、次の「D. 考察」のところで指摘する）。

D. 考察

以下、「受動喫煙防止施策」、「未成年者喫煙防止施策」、「喫煙者減少施策」という3つの視点から、タバコ規制をめぐる今後の法制的課題としてどのような行政法上の手法を用いてタバコ規制をすべきかについて考察する。

I 受動喫煙防止施策

喫煙は、「環境タバコ煙²」を生み出し、受動喫煙によって非喫煙者の罹病の原因にもなる³。そのため、「非喫煙者の被害を防止し、健康を保護する」という視点から、「受動喫煙防止施策」を充実させる必要がある。しかも、受動喫煙防止施策は、喫煙者と非喫煙者の利害が正面から衝突するところであるから、「権力的な行政的規制」が必要である⁴。

受動喫煙が問題となる場所としては、「職場」「公共スペース」「路上」「家庭」などが考えられるが、Iでは、受動喫煙施策として、「職場」におけるタバコ規制（1.～2.）、「公共スペース」におけるタバコ規制（3.～7.）、「路上」におけるタバコ規制（8.～9.）の3つの場所に焦点を当てて考察することとしたい。

1. 「職場」における「全面禁煙」の義務づけ

駅、空港、飛行機、病院その他の公共の場所における禁煙化、分煙化が進む一方で、依然として「大きな問題」のまま残っているとされているのが「職場」である。労

² 喫煙者が喫煙時に吸い込む煙を「主流煙」、それを吐き出したものを「呼出煙」、タバコの点火部から出る煙を「副流煙」と呼ぶが、室内等で呼出煙と副流煙が混じって「環境タバコ煙」が生じる。環境タバコ煙（ETS）に関する詳細は、『[新版]喫煙と健康—喫煙と健康問題に関する検討会報告書—』（保健同人社、2002年）175頁以下参照。

³ 受動喫煙が各種の重篤な疾病の原因であることを解明している研究は枚挙にいとまがないが、公的な報告書として、2006年の米国公衆衛生総監報告（Surgeon General Report: SGR）は、環境タバコ煙を吸い込む受動喫煙に安全レベルはないと結論づけている。2014年版の米国公衆衛生総監報告に関しては、米国公衆衛生総監（Surgeon General）のウェブサイト内

（<http://www.surgeongeneral.gov/library/reports/>

tobaccosmoke/index.html）のThe Health Consequences of Smoking—50 Years of Progress: A Report of the Surgeon General, 2014を参照（2014年6月14日閲覧）。

⁴ 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制（下）」ジュリスト725号（1980年）109頁以下参照。

働安全衛生法 71 条の 2 は、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、……措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない」と規定しており、快適な職場環境の形成のための措置について、事業者の「努力義務」を課しているにとどまっている。

厚生労働省は、2014 年 3 月 13 日、第 186 回通常国会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を提出し、同年 6 月 19 日に成立した。「受動喫煙の防止」という見出しで新設された同法の 68 条の 2 は、「事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第 71 条第 1 項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定めており、受動喫煙防止のため、事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課している。なお、2011 年の法案（最終的には、国会には提出されなかった）では、すべての事業所と工場に「全面禁煙」あるいは「空間分煙」を義務づけるという「義務化」の方向であったが、2014 年改正法では「事業者……の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」と「努力義務」に修正された。

しかし、①「職場における喫煙」は、非喫煙者が受動喫煙による影響を避ける手段が限られるとともに、受ける影響も大きいということ、②職場の禁煙化は、労働生産性や利潤を上げる可能性が高いこと、③職場の禁煙化は、喫煙率を下げるという効果も期待できること、④タバコ規制枠組み条約が「屋内の職場における受動喫煙防止」を掲げていること、⑤「職場におけるタバコ問題」を当事者にその解決を委ねることは問題の解決を困難にすること、等を踏まえれば、できる限り早急に、事業者に対し

て「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課しているにとどまっている現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、すべての事業所と工場に、「全面禁煙」か、喫煙室以外での喫煙を禁止する「空間分煙」を義務づけるべきであろうし、「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきであろう。なお、どのような喫煙室であれば受動喫煙を防止できるのか（どのような喫煙室であれば法的に設置を認めてもよいのか）については、後述（5.）する。

2. 「喫煙コーナーの設置」で済ませる措置の見直し

1992 年に改正された労働安全衛生法では、第 7 章の 2 「快適な職場環境の形成のための措置」（71 条の 2～71 条の 4）が新たに追加され、同法 71 条の 3 が根拠条文となっており、1992 年に「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が策定された。また、同指針に基づいて、1996 年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下、「旧ガイドライン」という）が策定されたものの、健康増進法の施行を受けて、2003 年に「旧ガイドライン」が見直され、新たに「新ガイドライン」が策定された。また、2005 年には、『職場における喫煙対策のためのガイドライン』に基づく対策の推進について」という通達も出ている。

適切な喫煙対策の方法としては、事業場全体を常に禁煙とする方法（全面禁煙）と、一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法（空間分煙）があるが、新ガイドラインは、「空間分煙」を中心に対策を講ずる場合を想定して、「設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること」とされており、場合によって